厚生労働省四国厚生支局

採　用　情　報

（指導医療官）

厚生労働省

厚生労働省四国厚生支局では、医療保険制度の維持のため、医学上の専門的知見をもって、保険診療の取扱い（ルール）を保険医療機関等に周知する医科担当の指導医療官を募集しています。

指導医療官とは

医師の資格を持ち、厚生労働省の地方厚生（支）局または都府県事務所に勤務し、保険医療機関等や保険医等に指導・監査を行う、厚生労働技官です。

指導医療官の業務

集団指導・個別指導等の実施

保険医療機関等及び保険医等に対して、保険診療の取扱いや診療報酬請求事務、診療報酬改定内容について、集団指導または個別指導等を行います。

監査の実施

診療内容または診療報酬の請求について、不正または著しい不当が疑われる保険医療機関等に対する監査を行います。

保険診療に関する指導・助言

保険者、審査支払基金、保険医療機関等及び保険医等に対する診療報酬の疑義解釈、点数表解釈等に関する指導・助言を行います。

指導医療官の給与及び福利厚生等

年収（見込み）

約 1,200～1,300 万円（給与・手当を含む、４０代の方の一般的な概算額です）

休暇等

休日：土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始

休暇：年次休暇（年間２０日間、最大４０日間）、病気休暇、特別休暇、介護休暇

勤務時間

午前８時３０分から午後５時１５分までです。

フレックスタイム制度により勤務開始時間と勤務終了時間を変更することが可能です。

定年等

定年は６５歳になった年度の３月３１日です。

定年後に１年更新で最大３年間の勤務延長ができる制度があります。

任期付指導医療官には年齢制限はありません。

地域医療に貢献

保険診療の質的向上及び適正化に対する教育的な指導（集団、個別）により、安全で質の高い医療の普及に努めることになり、地域医療に貢献できます。

キャリアアップ

指導・監査を通じて保険診療に精通することは、医療機関に戻られてからも有効なキャリアとなります。

ワークライフバランス

休日出勤や残業は非常に少なく、フレックスタイム制度など家庭環境やライフステージに応じた働き方ができます。女性医師にも働きやすい職場です。

宿舎

希望により宿舎の貸与が受けられます。

その他の福利厚生

国家公務員共済組合に加入し、病気、負傷に関連した給付を受けることができるほか、厚生年金制度の適用を受けることができます。

『指導医療官』の勤務条件・採用基準等

勤務条件等	・国家公務員（厚生労働技官）として採用され、定年は満 65 歳になった年度の３月 31 日です。 ・定年後に１年更新で最大３年間の勤務延長ができる制度があります。（最長で 68 歳になった年度の３月 31 日まで） ・勤務地は徳島市です。 ・給与は、医療職俸給表(一)が適用されます。（基本給は公立医療機関と同水準です。通勤手当、扶養手当等も支給されます。） ・勤務時間は、原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分までです。 ・休日は、土日祝日及び年末年始、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。 ・フレックスタイム制（始業・終業時間の自主的な決定）があります。
採用基準等	・医師国家試験に合格後５年以上経過しており、加えて、病院又は診療所において原則５年以上の臨床経験を有する者であること。 ・日本国籍を有し、保険医（医師）として登録されている者であること。 ・社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。 ・指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者であること。 ・経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。 ・社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。 ・指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者であること。 ・経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。 ・過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者であること。 ・過去に療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けたことがある場合は、当該措置から６ヶ月間以上が経過している者であること。
有報酬兼業	以下に該当する場合に限り、当面の間、医療職（一）２級以下の者を対象として有報酬兼業が認められることがあります。 ・単なる報酬目的ではなく、自己の臨床技術の維持、専門医資格等の維持・取得のために、医療機関等において診療業務に携わろうとするものであること ・兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与え、職務の遂行に支障が生じないこと ・翌日が勤務日の兼業（平日勤務時間外、日曜日等の兼業）の場合、22 時を超えないこと ・宿日直勤務の兼業の場合、翌日が勤務日でないこと ・兼業に係る業務が当該指導医療官の技量を遙かに上回る業務内容ではないこと ・所属部署が管轄する全ての保険医療機関は利害関係者となり得るため、管轄内の保険医療機関における兼業ではないこと（所属部署と同一県内の保険医療機関における兼業は認められません）

『任期付指導医療官』の勤務条件・採用基準等

勤務条件等	・国家公務員（厚生労働技官）として採用されます。 ・年齢制限はありません。（国家公務員法に定める定年の規定（６５歳）は適用されません） ・任用期間は採用日から５年を超えない範囲で決定します。 ・勤務地は徳島市です。 ・給与は、医療職俸給表(一)が適用されます。（基本給は公立医療機関と同水準です。通勤手当、扶養手当等も支給されます。） ・勤務時間は、原則として午前８時 30 分から午後５時 15 分までです。 ・休日は、土日祝日及び年末年始、年次休暇、夏季休暇等の特別休暇があります。 ・フレックスタイム制（始業・終業時間の自主的な決定）があります。 ・出身大学や勤務経験を有する医療機関の指導監査業務は行いません。
採用基準等	・医師国家試験に合格後５年以上経過しており、加えて、病院又は診療所において原則５年以上の臨床経験を有する者であること。 ・日本国籍を有し、保険医（医師）として登録されている者であること。 ・社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。 ・指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者であること。 ・経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。 ・社会保険及び保険診療を正しく理解し、このための知識の習得や医学上の専門的知識等の向上に積極的であると認められる者であること。 ・指導医療官の職務を公平かつ適切に行い、誠実に遂行することができると認められる者であること。 ・経歴や人物等、指導医療官として相応しいと認められる者であること。 ・過去に健康保険法等に基づく保険医の取消処分を受けたことがない者であること。 ・過去に療養担当規則に違反したことによる「戒告」又は「注意」を受けたことがある場合は、当該措置から６ヶ月間以上が経過している者であること。 ・大学病院等（大学病院以外の病院及び診療所を含む）に勤務している方または退職後概ね２年以内の者であること。 ・採用にあたっては、公募のうえ人事院への協議が必要なること。
有報酬兼業	以下に該当する場合に限り、当面の間、医療職（一）２級以下の者を対象として有報酬兼業が認められることがあります。 ・単なる報酬目的ではなく、自己の臨床技術の維持、専門医資格等の維持・取得のために、医療機関等において診療業務に携わろうとするものであること ・兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与え、職務の遂行に支障が生じないこと ・翌日が勤務日の兼業（平日勤務時間外、日曜日等の兼業）の場合、22 時を超えないこと ・宿日直勤務の兼業の場合、翌日が勤務日でないこと ・兼業に係る業務が当該指導医療官の技量を遙かに上回る業務内容ではないこと ・所属部署が管轄する全ての保険医療機関は利害関係者となり得るため、管轄内の保険医療機関における兼業ではないこと（所属部署と同一県内の保険医療機関における兼業は認められません）

先輩指導医療官からのメッセージ

指導監査課　M.T 指導医療官

臨床医が行う日々の診療の多くは保険診療によって提供されています。保険診療とは、健康保険法等の各法に基づき、保険者と保険医療機関との間の公法上の契約に基づいて行われるものであり、保険医や保険医療機関は健康保険法や療養担当規則、診療報酬点数表（告示・通知）等のルールを守る必要があります。一方で多種多様な診療行為について細かく定められたルールを、多忙な日々の診療の中で熟知するのは至難の業です。

指導医療官は培ってきた医師としての専門性を活かし、保険医や保険医療機関が適切な保険診療が行えるように指導・助言することで、世界に誇れる日本の医療保険制度の維持と良質な医療の提供に貢献できると考えています。

しかしながら、私はこの指導医療官という職業の存在を入職する約 1 年前まで知りませんでした。医師人生も 10 年以上が経過し、何か今までとは違う働き方をしてみたいと思っていた時に、たまたま、この指導医療官という職業を知り、もともと、漠然とですが公的な仕事にも興味があったので、思い切って転職することにしました。

予想はしていましたが、時間の使い方は勤務医時代とは大きく異なります。勤務医時代は業務に自分を合わせていくため時間に追われ、気づいたら時間が過ぎているという感じでした。現在は一定の期限はありますが、自分の中である程度業務の割り振りをコントロールでき、自分のペースで業務をこなしていくことができています。

日当直や急な呼び出しもなく、年次休暇も計画的に取得が可能です。また、現在コロナ禍の影響で時差出勤を利用しており、朝は早くなりますが 16 時頃に退勤することも可能で、家族と過ごす時間も格段に増えました。業務に関してもこれまでとは大きく異なり、一から始める部分もありますが、担当事務官や保険指導医をはじめ、周りの経験豊富な上司、同僚と議論をしたり、助言をもらいながら身に付けていくことが可能です。

一方で、指導医療官の仕事を選ぶとどうしても臨床からは遠ざかることになりますが、一定の条件を満たせば、医療機関での兼業が可能となっています。私もその制度を利用して、現在外来診療を行っています。

もちろん、これのみで臨床技能が十分に維持できるとは言えませんが、少しでも臨床業務に携わり、被指導者の観点を持つことは指導医療官の業務を行う上でも、また、もし臨床医に戻ることになったとしても役立つものと考えます。

指導医療官は臨床医とは仕事の内容も働き方も大きく異なりますが、保険診療を通して社会の土台となる医療の維持・発展に貢献するという点では共通する部分もあると思います。もし指導医療官の職に興味を持たれたら、四国厚生支局までぜひ気軽にご相談ください。

先輩指導医療官からのメッセージ

愛媛事務所　K.S 指導医療官

指導医療官への応募に至った動機

臨床現場で働いている時は、「医師として責任を持って働きながら、家庭のことにもある程度落ち着いて取り組むことはできないものか？」ということが私の大きな課題でした。

そんなある日、当時勤めていた病院の医局の談話スペースに四国厚生支局の募集要項が置かれているのを偶然発見し、「へ～、世の中にはこんな仕事（指導医療官）があるんだ」、「ほ～、こんな働き方（フレックスタイム制）もできるなんて」と興味がわき、その日のうちに四国厚生支局に問い合わせました。

指導医療官業務の感想

保険医療機関、保険医等に対して、保険診療の取り扱いや診療報酬請求に関しての指導（集団・個別指導）・監査を行うことが、指導医療官の主な職務内容であり、中でも「個別指導」が業務の大半を占めています。個別指導においては、診療報酬明細書（レセプト）の内容について、カルテを拝見したり被指導者の先生にお話を伺ったりしながら、診療報酬請求が正しく行われているかを確認していきます。そのため、医科点数表に関する知識、法律の知識、医学的知識等が必要となりますので、指導当日までに準備をしていきます。

私はこれまで「医科点数表の解釈」という本を読んだことがほとんどなく、保険診療にかかわる法律等についても初めて知ることが多かったですが、調べながら「へ～、こんなふうに点数がつけられているんだな」「ほ～、法律でこのように決められているのね」などと勉強しながら知識を蓄積していっています。また、全科が指導対象となるため、これまで自分が専門としてきた分野以外のことについては医師国家試験以来触れることがなかった内容ばかりですが、「へ～、今はこんな薬もあるんだ」「ほ～、治療の選択肢も増えたなぁ」などと医学の進歩・診療の変化に驚いたり感心したりしながら勉強しています。

さらに、経験豊富な事務官の方々や保険指導医の先生に教えていただくことも多く、指導前の打合せを含めコミュニケーションを図り、些細な疑問でも解消してから指導に臨むようにしています。

指導後は毎回反省することが多く、施行錯誤の最中ですが、厚生労働技官（医系技官）としての専門性を自覚しながら、責任をきちんと果たせるよう日々研鑽を積んでおります。

四国厚生支局の職場環境

私が勤務する愛媛事務所では、職員の方々が和やかな雰囲気の中で相談・協力しながら業務に当たっています。医療スタッフの中で患者さんを相手に働いていたこれまでとは勝手が違うことも多く、戸惑うこともありますが、「へ～」「ほ～」とこれまでの考え方・やり方を見直しながら、より良い方法を模索しています。

指導等の予定はあらかじめ立てられているので、計画的に準備を進めることができますし、指導日以外は時間外勤務もないため、オンとオフがはっきりしており、さらにフレックスタイム制や各種休暇制度も活用することで、ワークライフバランスが保てるようになり、大変ありがたく思っています。

※ご来館の際は、身分証（免許証など）をご持参ください。

問い合わせ先
〒760－0019
香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎　4階
厚生労働省四国厚生支局管理課
TEL 087－851－9501（直通）FAX 087－822－6303
厚生労働省四国厚生支局総務課
TEL 087－851－9565（直通）FAX 087－822－6299

指導医療官・保険指導医採用情報ホームページ
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/saiyo/index.html